

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（食品製造業）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（污水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。 ・特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。 		
関係条文	〔地法附第15条第2項第1号、地方税法施行令附則第11条第5項、地方税法施行規則附則第6条第12項〕		
減収見込額	[初年度] — (▲234)	[平年度] — (▲570)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] —		
要望理由	<p>(1) 政策目的 公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を設けることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 水質分野においては、水質総量削減、排水規制（暫定排水基準の見直し）、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>このうち、食品製造業からの排水は、食品の製造過程、機械の清掃等に伴う有機性の汚濁物質を多く含有している。</p> <p>環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の平成27年度の環境基準達成率は全体で91.1%であり、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。また、湖沼や三大湾などの閉鎖性水域の環境基準達成率については全体水準よりも依然として低いものとなっている（河川95.8%、海域81.1%、湖沼58.7%）。</p> <p>このため、公害防止対策に引き続き取り組む必要があるものの、公害防止に係る設備投資は非収益投資であり、中小企業が多くを占め、昨今の厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っている食品製造業においては設備整備に係る経済的な負担が課題となっている。このため、事業者が設置する污水又は廃液処理施設に係る固定資産税を減免する特例措置を設けることで、食品製造業者の経済的負担を軽減し、公害防止用設備の投資を促進することが我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図る上で重要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p>
	政策の達成目標	環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。(平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
政策目標の達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBDO、CODについては平成27年度の環境基準達成率は全体で91.1%(前回要望時:平成25年度(以下同じ)87.3%)であり、閉鎖性水域の環境基準達成率については、依然として全体水準よりも低いものとなっている(H27年度:河川95.8%、海域81.1%、湖沼58.7%、H25年度:河川92.0%、海域77.3%、湖沼55.1%)。	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成30年度(見込):適用件数3,419件、取得価格30,678百万円、減収額234百万円 平成31年度(見込):適用件数3,419件、取得価格30,678百万円、減収額234百万円 (経済産業省調べ)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	水質分野の環境基準について、生活環境項目のBDO、CODについては昭和50年の全体の環境基準達成率は59.6%であったものの、平成27年度の環境基準達成率は91.1%となっており、水質環境の改善が行われてきた。 現状の達成率を維持し、更なる向上を図るためには、本制度の延長が必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【税制】事業所税の課税標準の特例措置</p> <p>事務所等を対象としている事業所税の課税標準の軽減措置と併せ設置することによって、事業者に対するインセンティブの効果を高め公害防止用設備の取得を促進。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	公害防止のための設備等の設置は事業者が取り組むべき課題であるが、これらの設備は非収益設備であることに加えて、製造業の99%(経済産業省「平成26年経済センサス」)は中小企業であることから、事業者の負担が大きく、環境規制の円滑な施行の観点から税制優遇による措置が必要である。	

<p>負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【過去5年間の実績】 平成24年度：適用件数7,794件、取得価額83,500百万円、減収額636百万円 平成25年度：適用件数5,266件、取得価額38,738百万円、減収額295百万円 平成26年度：適用件数7,363件、取得価額46,266百万円、減収額352百万円 平成27年度：適用件数6,308件、取得価格47,724百万円、減収額363百万円 平成28年度：適用件数4,087件、取得価額18,556百万円、減収額141百万円 平成29年度（見込）：適用件数3,728件、取得価額19,260百万円、減収額147百万円 （初年度ベース、経済産業省調べ）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法付則第15条第2項）462,866,479千円（平成27年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年の全体の環境基準達成率は59.6%であったものの、平成27年度の環境基準達成率は91.1%となっており、水質環境の改善が行われてきた。 直近5年間の適用件数は毎年平均約5,400件を超える実績で推移しており、今後も幅広い事業において一定の設備の導入が見込まれている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度、28年度の適用件数は平均で約3,900件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。 ・ 水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては、平成27年度の環境基準達成率は91.1%となっており、前回要望時（87.3%）よりも改善しており、全体として水質環境の改善が進んできている。
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成22年度 特例率引下げ（1/6→1/3） 平成26年度 特例率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）</p>
<p>ページ</p>	<p>20—3</p>